

# 令和3年度第2回神奈川県保健医療計画推進会議 資料6

## 「横浜医療連携ネットワーク」の 地域医療連携推進法人の認定について

# 1 地域医療連携推進法人制度の概要①

平成27年9月の医療法改正（同29年4月2日施行）により創設

## <趣旨>

- 医療機関相互間の機能の分担及び業務の連携の推進等を図り、質の高い医療を効率的に提供するとともに、介護との連携も図りながら、それぞれの地域において必要な医療を提供できる体制を構築することを目的とする。

## <仕組み>

- 地域において良質かつ適切な医療を効率的に提供するため、病院等に係る業務の連携を推進するための方針（医療連携推進方針）を定め、医療連携推進業務を行う一般社団法人を都道府県知事が認定（医療連携推進認定）する

# 1 地域医療連携推進法人制度の概要②

## <法人形態>

- 一般社団法人
- 参加法人（社員）として、病院等の医療機関を開設する医療法人等や、介護事業等の地域包括ケアシステムの構築に資する事業を行う社会福祉法人等の非営利法人が参加

## <地域エリアのイメージ>

- 二次保健医療圏程度  
※圏域を跨いでも構わない

地域の医療機関等が連携し、  
企業でいうホールディングス  
を形成していくイメージ

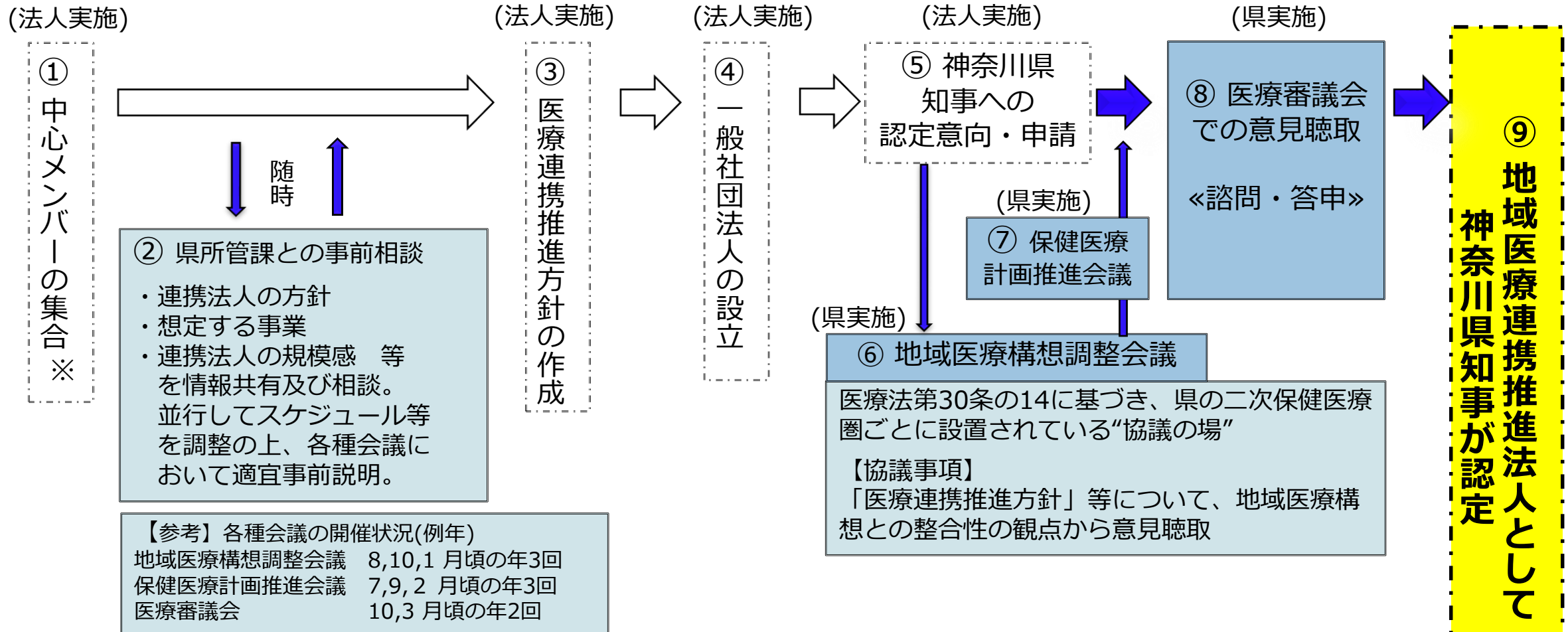
- 現在、令和3年7月1日時点で全国に28法人  
うち**県内では1法人（さがみメディカルパートナーズ）**

# 1 地域医療連携推進法人制度の概要③

## ＜主な医療連携推進業務＞

- ・ 医療従事者の資質の向上を図るための研修
- ・ 医薬品、医療機器等の供給
- ・ 参加法人への資金の貸付け、債務の保証及び基金の引受け
- ・ 医療機関の開設（医療機関相互間の連携の推進に資するものに限る。）
- ・ 医師、看護師等の人事交流
  - \* 病床過剰地域においても参加法人同士又は同一参加法人内で病床融通可能。
  - \* 参加法人が病院等に関する業務を行うのに必要な資金を調達するための支援として、一定条件下で、資金の貸付け、債務の保証及び基金引受者の募集が可能。

## 2 認定までの事務手続きの流れ



※ 参加法人は原則非営利法人  
(例) 病院・診療所の医療法人、介護事業等のその他非営利法人

### 3 本件認定申請の概要

法人名称	一般社団法人 横浜医療連携ネットワーク
代表者の氏名	新納 憲司
主たる事務所の所在地	神奈川県横浜市神奈川区入江2丁目19番地
連携区域	横浜市
医療連携推進業務の内容	(1) 病床融通等医療機能の連携 (2) 医療関係者の資質向上を図るための共同研修および交流 (3) 医薬品、医療材料、医療機器等の共同交渉・共同購入 (4) 災害発生時や緊急事態発生時の病床融通や人的・物的交流等の対応力強化 (5) 前各号に附帯する一切の業務
参加法人	医療法人財団慈啓会、医療法人社団 鵬友会、医療法人正永会 医療法人社団成仁会
医療連携推進方針	別紙1のとおり

## 4 本件の認定に向けた意見聴取の流れ

＜横浜地域地域医療構想調整会議（8 / 2開催）での協議結果＞  
特段の反対意見はなく、医療審への諮問・答申が了承された。

＜神奈川県保健医療計画推進会議（本日）＞  
当該申請内容について、意見を聴取する。

＜今後の流れ＞

- 令和3年10月22日 県医療審議会へ諮問・答申
- 答申結果を踏まえ、県知事の認定予定

## 医療連携推進方針

## 1. 医療連携推進区域

神奈川県横浜市

## 2. 参加法人

- (1) 医療法人財団慈啓会
- (2) 医療法人社団 鵬友会
- (3) 医療法人正永会
- (4) 医療法人社団成仁会

## 3. 理念・運営方針

## (理念)

- ・横浜医療圏において持続可能で質の高い効率的で効果的な医療提供体制を確保するために、地域医療構想及び地域包括ケアシステムの構築の実現に寄与することを目的とする。

## (運営方針)

- ・今後ますます厳しくなる横浜医療圏の医療機関を中心に連携を強化することで、医療機能を相互に補完しながら、資源の確保や効率的な活用を共同で考え、経営面での底上げを図ることを目指す。
- ・医療連携推進事業等を実施することにより、地域医療連携の効率化や、医療サービスの質向上をはかる。さらに、2040年の医療需要や医療提供体制など将来を見据えた医療に関する課題に対応する。

## 4. 病院等相互間の機能の分担及び業務の連携に関する事項及びその目標

## ① 病床融通等医療機能の連携

- ・将来の医療需要や医療提供体制のあり方を見据え、病床融通等を通じた医療機能の連携および相互補完を行いながら、横浜医療圏における持続可能で質の高い効率的で効果的な医療提供体制に貢献する。

## ② 医療関係者の資質向上を図るための共同研修および交流

- ・共同研修の実施や職員の交流を図ることで、参加法人職員の能力研鑽及び組織・推進区域の活性化、横浜医療圏の医療・介護サービスの質向上に貢献する。

## ③ 医薬品、医療材料、医療機器等の共同交渉・共同購入

- ・参加病院等における医薬品、医療材料、医療機器等の共同購入や一括価格調整を実施することで、経営の効率化・安定化に貢献する。



④ 災害発生時や緊急事態発生時の病床融通や人的・物的交流等の対応力強化

- ・参加法人間で、災害発生時や緊急事態発生時において病床融通や人的・物的交流を行うなど連携を強化することで、都市型災害や新興感染症等の発生時においてもサービス提供が継続できる持続可能な医療提供体制を構築する。

5. 介護事業その他地域包括ケアの推進に資する事業に関する事項

参加病院、施設およびその他の医療機関や介護施設等とも情報交換をはかり、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援等のサービスを包括的に提供できる地域包括ケアシステムの構築に向けた取組を構築する。具体的には、医療機関と他業種との連携強化を図り、サービス提供、入退院（所）連携など、住民が安心してサービスを享受できる仕組みを構築する。

以上

一般社団法人  
横浜医療連携ネットワーク  
設立報告

2021年8月2日

地域医療連携推進法人  
準備事務局

# 地域医療連携推進法人設置に向けた方針

- 今後ますます厳しくなる横浜医療圏の医療機関を中心に連携を強化することで、**医療機能を相互に補完しながら、資源の確保や効率的な活用を共同で考え、経営面での底上げを図ることを目指し**、各参加病院の経営の独立性・機密性を担保した運営を行い、参加法人の安定的経営に資する活動を推進します。
- 医療連携推進事業等を実施することにより、地域医療連携の効率化や、医療従事者の負担軽減を図り、医療サービスの質向上をはかる。さらに、2040年の医療需要や医療提供体制など将来を見据えた医療に関する課題に対応します。

## 【方針のポイント】

1. **各会員病院の持続可能な経営と横浜市地域医療の質の向上に貢献すること**を通して、**横浜市民が将来にわたって、安心・安全に暮らすことのできる持続的な地域医療提供体制の構築**をめざします。
2. 医療連携推進業務は、「**共同研修・交流**」、「**共同購入**」、**その他の事業を積極的に開始**して参ります。
3. 本法人は医療連携推進事業の透明性・公平性を高めながら、各参加病院に対して説明責任を果たすことのできる運営を行います。

大口東総合病院 理事長 新納憲司

# 医療連携推進方針

名称：横浜医療連携ネットワーク

(英語名 Urban network for innovative healthcare in Yokohama: Unity)

1. 医療連携推進区域 神奈川県横浜市

2. 参加法人 8病院 (今後増加予定)

3. 理念・運営方針

(1) 理念

・横浜市において質の高い効率的で効果的な医療提供体制を確保するために、地域医療構想及び地域包括ケアシステムの構築の実現に寄与することを目的とする。

(2) 運営方針

- ・横浜市域における持続可能な医療提供体制を構築する。
- ・参加法人の安定的経営に資する活動を推進する。
- ・将来を見据えた医療ニーズに対応する。
- ・地域医療連携の効率化や、医療従事者の負担軽減を図り、医療サービスの質向上をはかる。

# 医療連携推進方針

## 4. 病院等相互間の機能の分担及び業務の連携に関する事項及びその目標

### ① 医療機能の連携

- 将来の医療需要や医療提供体制のあり方を見据え、**病床融通等を通じた医療機能の連携および相互補完**しながら、横浜医療圏における持続可能で質の高い効率的で効果的な医療提供体制に貢献する。

### ② 医療関係者の資質向上を図るための共同研修および交流

- **研修や職員の交流を図ることで、参加法人職員的能力研績及び組織・推進区域の活性化、横浜医療圏の医療・介護サービスの質向上に貢献する。**

### ③ 医薬品、医療材料、医療機器等の共同交渉・共同購入

- 参加病院等における医薬品、医療材料、医療機器等の共同購入や一括価格調整を実施することで、経営の効率化・安定化に貢献する。

### ④ 災害発生時や緊急事態発生時の対応力強化

- 参加法人間が災害発生時や緊急事態発生時において病床融通や人的・物的交流など連携を強化することで、都市型災害や新興感染症等の発生時においてもサービス提供が継続できる持続可能な医療提供体制を構築する。

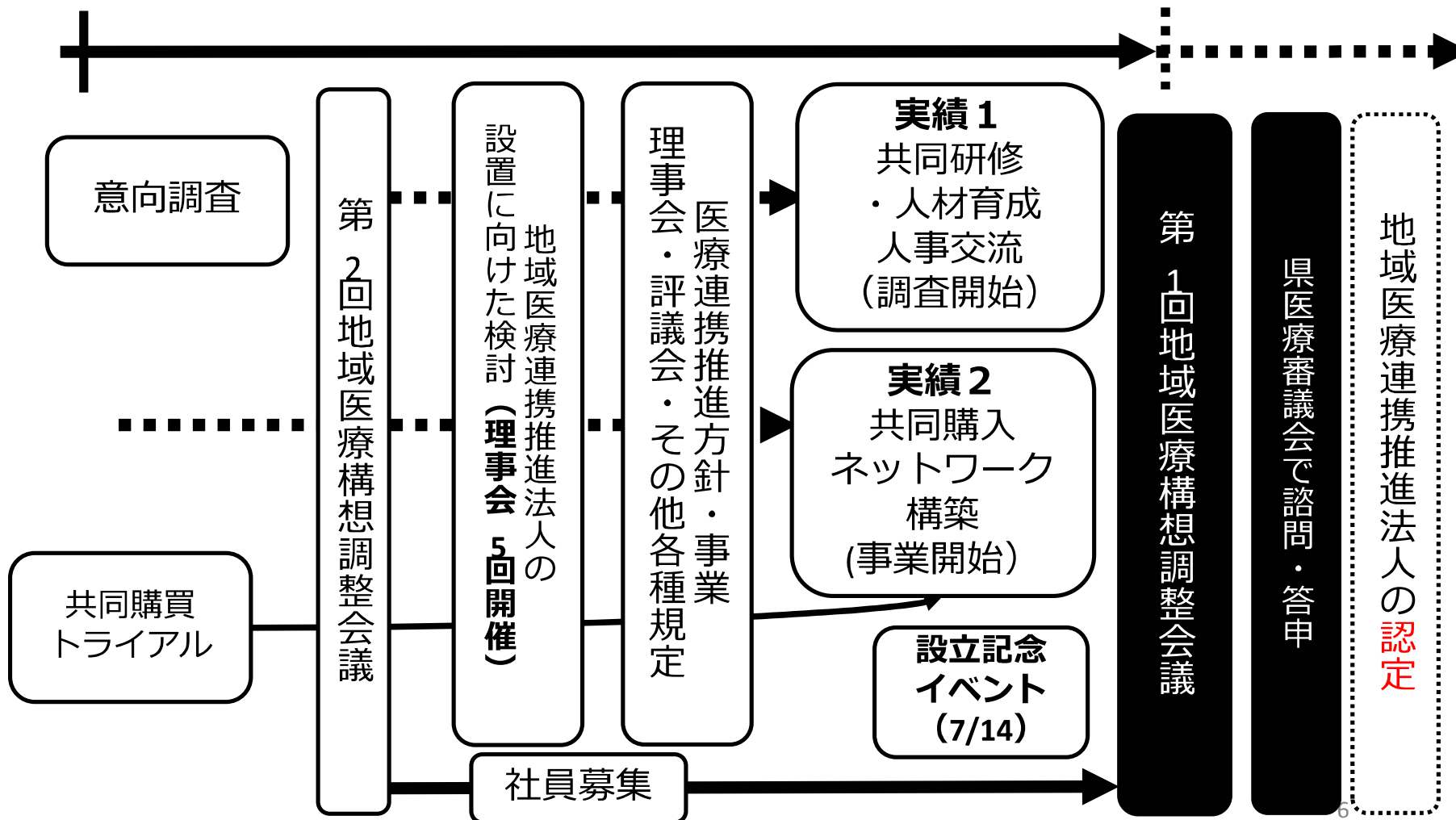
## これまでの経緯と今後の予定

- 2019年7月～ 各病院の地域医療連携に関するニーズの確認開始  
(横浜市病院協会で会員病院向けに調査を実施)  
全国15の地域医療連携推進法人に対する事例研究
- 2020年9月 神奈川県地域医療連携推進業務支援事業（県委託事業、医療経営コンサルタントの派遣） 対象地域に選定
- 2020年10月～ 神奈川県横浜地域における各病院に情報提供
- 2020年11月30日 第2回横浜地域 地域医療構想調整会議において現状報告
- 2021年1月 一般社団法人横浜医療連携ネットワーク 設置
- 2021年2月 第3回横浜地域 地域医療構想調整会議において一社設立報告
- 2021年8-9月 第1回横浜地域 地域医療構想調整会議  
第1回県医療審議会において諮問予定

# 今後の動き\_地域連携推進事業

2020年  
~11月30日

2021年  
8月



## 地域医療連携推進法人設立に向けて

地域医療構想調整会議等に於いて議論なされておりますが、横浜市では 2025 年問題 2040 年問題として、地方と異なる都市型の人口動態に於いて、人口減少、高齢者の増加等が予想されます。これに反し横浜市では人口 10 万当たりの医師、看護師、看護補助者などの医療人材が 全国平均に比し、著しく低く、これからの医療、介護を考えるにあたり、少ない医療資源で多くの患者に対応するうえで今後どのようにしていけば良いのか、また民間中小病院ではいかに対応できるかを危惧しております。

医療法第 70 条地域医療連携推進法人が施行改正され、その趣旨は高齢化の進展に伴い患者の疾病構造が多様化し地域で良質かつ適切な医療を安心して受けることが出来る体制の構築をめざして、地域医療構想の達成の一つの選択肢としてこの制度がつくられました。そして複数の医療機関等が参加することにより、競争より協調を進め、地域に於いて質が高く効率的な医療提供体制を確保することが目的であります。

私共は、今後に向けて中小民間病院の医療資源すなわち医師、看護師等の人材確保、人材育成、経営強化等による良質な療提供体制の構築、役割分担等に資する地域医療連携推進法人設立を目指すことになりました。

推進法人の形態はまず一般社団法人を作りそこには最低 2 カ所以上の病院等の医療機関を開設する医療法人等や介護施設や医師会、開業医、薬剤師等々が社員となり参加し、医療連携推進業務を行う。そのメリットとして参加法人（医療機関）の病床の融通、人材（医師、看護師等）の融通、人材育成、共同研修等、参加法人間でのノウハウ、資金の融通その他として共同購入などが可能となっております。横浜市に於いては 多数の病院があり、機能役割はすでに果たされており将来に向けて中小民間病院が、市民により良い医療を提供するためには、競争ではなく協調をもって一致団結していかなければならないと考えております。横浜市内の中小民間病院では年間 12 万人の退院患者を出しており、現在参加希望の 8 病院でも 1 万人弱の退院患者がおります。療養病床に於いては 94% を民間病院が運営しております。中小民間病院はその生き残りや安定した医療提供体制の提供に不安を持っており、将来の中小民間病院の進む道としてこの推進法人の設立を目指しました。

まずは小規模ながらこの民間中小病院が設立する地域医療連携推進法人を立ち上げ、より多くの医療機関、介護施設等の参加を得て将来に向けて進みたいと考えております。

大口東総合病院 理事長 新納憲司



## 主な医療連携推進認定基準

- ① 医療連携推進業務を行うことを主たる目的とすること。(事業比率 50%超)
  - ② 医療連携推進業務を行うのに必要な経理的基礎及び技術的能力を有すること。
  - ③ 社員、理事、監事、職員等の関係者に対し特別の利益を与えないこと。
  - ④ 病院等を開設する参加法人の数が2以上であり、病院等を開設する参加法人の議決権の合計が介護事業等に係る施設又は事業所を開設し、又は管理する法人の議決権の合計を超えること。
  - ⑤ 社員は、各一個の議決権を有するものであること。
  - ⑥ 参加法人の議決権の合計が、総社員の議決権の過半を占めているものであること。
  - ⑦ 役員について、以下のいずれにも該当するものであること。
    - ・ 理事3人以上・監事1人以上であること。
    - ・ 本人、配偶者、三親等以内の親族及びそれに類する特殊の関係がある者が、役員総数の3分の1を超えて含まれることがないものであること。
    - ・ 理事のうち少なくとも1人は、診療に関する学識経験者の団体その他の関係団体の代表者又は診療に関する学識経験者であること。
  - ⑧ 代表理事を1人置いていること。
  - ⑨ 理事会を置いていること。
  - ⑩ 次の要件を満たす地域医療連携推進評議会を置く旨、定款で定めていること。
    - ・ 診療に関する学識経験者の団体の代表、学識経験者、医療・介護を受ける立場にある住民代表等をもって構成されること。(地域の医師会・歯科医師会の代表者、患者団体の代表者、医療連携推進区域が属する自治体担当者等)。
    - ・ 参加法人が予算の決定等の重要事項を決定するに当たって、あらかじめ、当該一般社団法人が意見を述べるに当たり、当該一般社団法人に対し、必要な意見を述べるができること。
    - ・ 医療連携推進方針に記載している目標に照らし、業務の実施状況について評価を行い、必要があると認めるときは、社員総会及び理事会において意見を述べるができること。
  - ⑪ 次の内容を定款で定めていること。
    - 目的、名称、主たる事務所の所在地、医療連携推進区域、地域医療連携推進評議会、役員に関する規定、解散に関する規定、開設している病院等の名称
    - イ 参加法人が予算の決定、借入金、重要な資産の処分、事業計画の決定、定款変更、合併、分割、解散等の重要事項を決定するって、あらかじめ、当該一般社団法人に意見を求めなければならないものとする旨
    - ウ 医療連携推進認定の取消しの処分の日から、一月以内に、国、地方公共団体、公的医療機関、社団たる医療法人であって持分の定めのないもの又は財団たる医療法人（次号において「国等」という。）に贈与する旨
    - エ 清算をする場合において、残余財産を国等に帰属させる旨を定款で定めているものであること。
- ※ 株式会社立の病院等を開設する法人が参加法人となる場合には、当該病院等が株式会社本体と経理上切り離されていること、剰余金が医業の範囲内で再投資される仕組みとなっていることを確認すること。